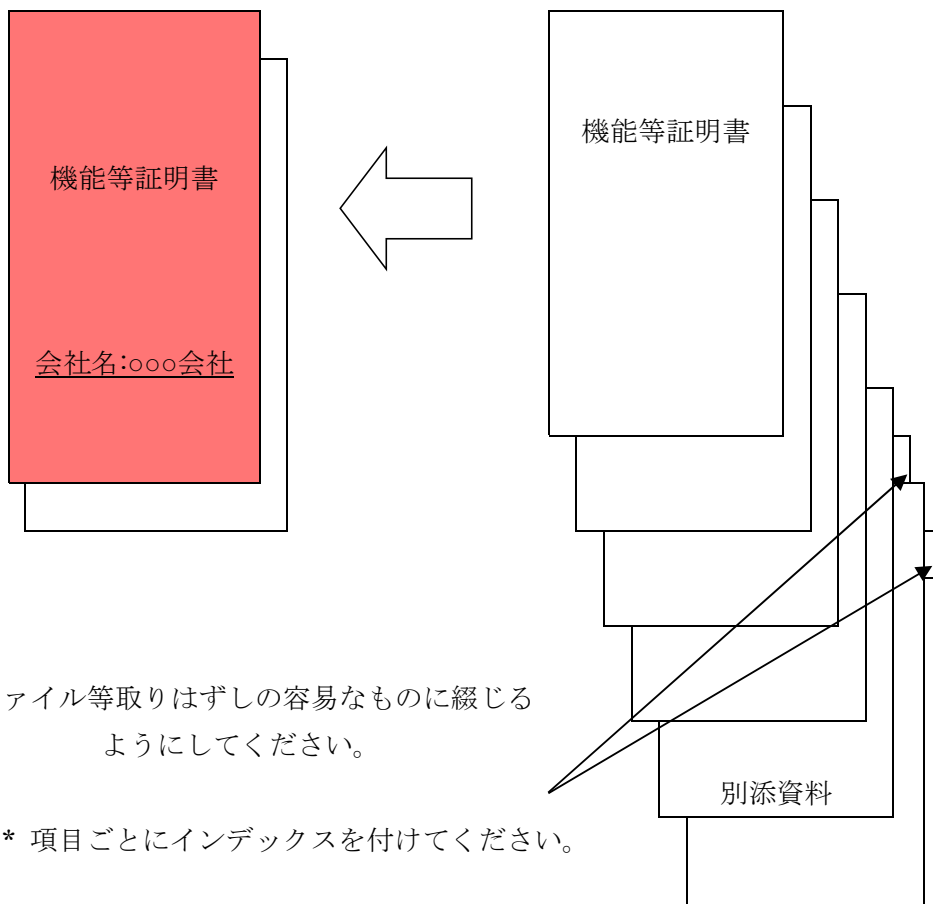


機能等証明書の作成について

- 1 機能等証明書は、納入しようとする機器が要求仕様書に示す各項目を満たしていることを証明するものです。
- 2 機能等証明書の作成に当たっては、各仕様項目について、要求仕様を満たしているか回答欄に「○」又は「×」を記入し、必要に応じて補足説明を行うとともに、各項目の内容を確認できる資料等（製品仕様書、カタログ等）を必ず添付してください。
なお、機器の設置、設定、動作確認及び保守等については、具体的な体制等について、その能力を有する者の証明書を添付し、併せてその者により行う体制図等（関係する事業所名及び住所、人員数、保守に係る連絡体制図等）も提出してください。
- 3 添付資料は、日本語（日本語以外の資料については、日本語訳を添付）、A4判とし、項目ごとに「資料No.」のインデックスを付して、紙ファイル等に綴じて提出してください。
また、添付資料の中で特に重要とされる箇所などには、マーカー、○囲み等によりわかりやすく表示を行うようにしてください。
- 4 機能等証明書の提出期限は、令和8年9月25日（金）午後5時です。
なお、提出された機能等証明書について、不備が認められた場合には、受付をしない（郵送による提出の場合は、返送します。）場合がありますので、余裕をもって提出してください。



令和 年 月 日

鹿児島県知事 塩田 康一 殿

住 所
商号・名称
代表者氏名

印

機能等証明書

川内原子力発電所緊急連絡設備（サーバ等）の契約更改に係る賃貸借の入札に関し、下記のとおり仕様書を満たすことを証明します。なお、機能証明書に示した以外の項目であっても、仕様書のすべての事項を満たすことを証明します。

記

1 納入しようとする機器の構成

機種名等	品名	型式	数量

2 要求仕様

項目	内容	証明
(1) 機能等	仕様に基づくすべての機能を有していること。	別紙のとおり
(2) 機器の設置・設定・動作確認	仕様に基づく機器の設置・設定・動作確認をおこなうこと。	
(3) 保守	仕様に基づく保守が可能であること。	